

高圧ガス保安法令テキスト
第5次改訂版

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

	正	誤
86 頁 17 行目	② ガス設備（ <u>高圧ガス設備を除く。</u> ）の変更の工事	② ガス設備（ <u>特定設備を除く。</u> ）の変更の工事
99 頁 図 84 参考条文	一般則第 18 条 2 号ロ （第 6 条 2 項 8 号ニ） 液石則第 19 条 2 号 <u>ニ</u> （第 6 条 2 項 7 号ハ）	一般則第 18 条 2 号ロ （第 6 条 2 項 8 号ニ） 液石則第 19 条 2 号 <u>ハ</u> （第 6 条 2 項 7 号ハ）
127 頁 14 行目	(4) 小規模事業所（次の①～⑥のもの）には、上記（1）～（3）の保安管理体制をとる必要は <u>ありませんが、④を除く小規模事業所は、</u> 所定の資格等を有する者を 1 人以上選任し、製造施設等の保安について監督をさせることになっています（図 100 参照）。	(4) 小規模事業所（次の①～⑥のもの）には、上記（1）～（3）の保安管理体制をとる必要は <u>なく、</u> 所定の資格等を有する者を 1 人以上選任し、製造施設等の保安について監督をさせることになっています（図 100 参照）。

【追 補】

	新	旧
・ 11 頁 参考図 5 ・ 11 頁 参考図 5(続き) ・ 12 頁 参考図 5(続き 2) ・ 12 頁 参考図 5(続き 3) ・ 20 頁 図 16 参考条文	政令第 2 条 <u>5</u> 項	政令第 2 条 <u>3</u> 項

	新	旧
20 頁 図 16 フルオロカーボンに 関するカッコ書き	(政令第 2 条第 <u>5</u> 項第 4 号及び 一般則第 101 条第 2 号の	(政令第 2 条第 <u>3</u> 項第 4 号及び 一般則第 101 条第 2 号の
33 頁 図 27 参考条文	一般則第 <u>7</u> 条、 <u>7 条の 3</u> 、 <u>7 条の 4</u> 、 <u>液石則第 8 条</u> 、 <u>コンビ則第 6 条</u> 、 <u>7 条</u> 、 <u>7 条の 3</u>	一般則第 <u>7 条</u> ～ <u>7 条の 4</u> 液石則第 8 条 コンビ則第 <u>6 条</u> ～ <u>7 条の 3</u>

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 e-mail : book@khk.or.jp